

# 入札説明書

「業務用パソコン及びプリンタ等賃貸借契約」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約方法：一般競争入札とする。
- (2) 件名：業務用パソコン及びプリンタ等賃貸借契約
- (3) 契約期間：令和7年7月1日から令和11年6月30日までの48か月
- (4) 納入日：令和7年7月1日
- (5) 納入場所：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号  
沖縄県庁本庁舎13階 教育庁施設課 執務室内
- (6) 仕様書：別紙のとおり

## 2 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること及び入札参加資格確認申請書の提出日まで本県の指名停止処分等を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成11年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (4) 沖縄県内に本社、支社、支店、事業所等を有していること、並びに、契約に関する事務をこれら沖縄県内の事業所等で行う者であること。
- (5) 過去2箇年間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は本県若しくは県内の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した又は履行していること。

## 4 入札説明書に対する質問及び回答

入札に参加しようとする者は、書面により質問をすることができる。

- (1) 質問期間：令和7年5月21日（水）から令和7年5月27日（火）  
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）
- (2) 受付時間：午前9時から午後5時
- (3) 提出方法：質問書（様式第2号）を持参、郵送、電送（メールやFAX）のいずれかにより提出すること。
- (4) 回答方法：令和7年5月28日（水）までに県ホームページへの掲載にて行う。
- (5) 問合せ及び提出先：沖縄県 教育庁 施設課（担当：島）

## 5 入札の日時及び場所、入札書の提出方法

入札書は持参により提出すること。なお、郵送、電報及び電送による入札は認めない。

- (1) 入札日時：令和7年6月5日（木）午前9時30分
- (2) 入札場所：沖縄県庁13階 施設課入札室

## 6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出したもので、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、最低価格で入札をした者が2者以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせることにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (2) 落札候補者がいない場合は直ちに再入札を行い、入札回数は3回（1回目の入札を含む。）までとする。
- (3) 再度入札を行っても落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

## 7 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、一般競争入札参加資格確認申請書に用いた印鑑を持参すること。なお、代理人が入札を行う場合は、委任状の「代理人使用印鑑」を持参すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (3) 入札は最大で3回行うため、入札書はあらかじめ複写して持参すること。

## 8 契約保証金

落札者は、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする契約保証保険契約（契約額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出したとき。

- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証した書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## 9 その他留意事項

- (1) 本入札における契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除となる。
- (2) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「確認申請書」）の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された確認申請書は返却しない。なお、提出された確認申請書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された確認申請書は公開しない。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

# 入札保証金について

## 1 入札保証金の額

入札保証金の額は、見積もる契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上とします。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となります。

## 2 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部を免除します。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

※(2)については、入札参加資格申請時の提出書類「過去2年以内において官公庁との同等規模の車両賃貸契約実績を証する書類（様式第2号、契約書写し）」を申請期限までに提出してください。

## 3 入札保証金の納付方法等（現金納付）

### (1) 納付方法

ア 入札保証金納付書発行依頼書（第4号様式）及び債務者登録票（第3号様式）に必要事項を記入し、令和7年6月2日（月）午後5時までに提出してください

イ 依頼書に基づき納付書を発行しますので、下記納付場所において納付し、領収書の写しを令和7年6月3日（火）午後5時までに沖縄県教育庁施設課（担当：島）まで提出してください。

### (2) 納付場所

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、農業協同組合（県内）、商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行

## 4 入札保証金の還付

入札保証金は、入札終了後に債務者登録票に記載した口座へ還付しますので、入札保証金 還付請求書（第5号様式）を提出してください。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金がある場合は、その全額又は一部に充当します。